

斜里町地域おこし協力隊募集要領（オウンドメディア魅力化推進/

デジタルトランスフォーメーション(DX)推進)

1. 趣旨

北海道東部、オホーツク海に面した斜里町は、独特の生態系からなる命の循環と、生物の多様性、自然を守る地域の人々の活動（しれとこ 100 平方メートル運動）等が評価され、2005 年に世界自然遺産となった「知床」の西側を有しているまちで、大自然を背景とした観光業とともに農業と漁業を基幹産業としています。また、日本百名山のひとつである斜里岳の麓に広がる広大な田園風景を抜けると、冬には流氷が接岸する港が臨める、自然豊かなみどりに囲まれたまちです。

また、「自然と人との調和」を基本理念に、知床でのテレワークやワーケーションの推進、豊かな自然を生かした地域ブランディング、知床の開拓跡地におけるナショナルトラスト運動（全国各企業等からの寄付金を財源とした自然保護活動）や企業版ふるさと納税を実施しています。

一方では、人口減少や少子高齢化により地域コミュニティの希薄化や地域経済への影響が危惧されており、2021 年 4 月に当町は過疎指定を受ける見込みとなりました。そのような状況の中、この地にある豊かな自然や資源などの強みを生かしつつ、行政の枠にとられない柔軟な発想で、「より深く地域の魅力に触れ、斜里のファンを増やすこと、そして、地域に人と資金を呼び込むための戦略的な情報発信」や「住民生活をより豊かにする ICT 等導入によるデジタルトランスフォーメーション (DX) 推進」を進め、「このまちの誰もが住みやすく幸せを実感できること」を目指しています。

この雄大で豊かな自然に囲まれた知床の一角に住み、その魅力に日々触れながら、力を貸してくれるクリエイターを募集します。

2. 募集内容：オウンドメディア魅力化推進/デジタルトランスフォーメーション(DX)推進

3. 募集人数：1 名

4. 業務概要

- (1) 地域ブランディングの推進及びテレワーク推進や企業版ふるさと納税といった町で実施している事業の更なる発展や地域の課題解決を図るためのオウンドメディア（動画配信・SNS 等）を活用した情報発信業務
 - ・ YOUTUBE 等を通じた動画編集・配信（例：住民の暮らしに関する情報発信など）
 - ・ SNS（フェイスブック等）を通じた情報発信

※（１）の業務については、担当課職員・関係機関と連携しながら、基本的に地域おこし協力隊が専属で行う。

（２）庁内及び地域における課題解決に向けた ICT 等導入に関する業務

- ・庁内における業務上の課題の顕在化と解決に向けた ICT 等の導入業務
- ・地域住民生活を豊かにするための ICT 等の導入業務

※（２）の業務については、基本的に役場情報担当職員との２名体制で行う。

5. 応募資格

（１）応募時点で、三大都市圏（注1）又は都市地域（注2）等（過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外（注3））に居住し、任用後に斜里町に住民登録を移し、移住できる方

※任用前に斜里町に転入した場合、任用取り消しとなりますのでご注意ください。

（２）心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活動に取り組む意欲のある方

（３）動画デザイン・ICTによる課題解決に興味がある方。

（４）普通自動車運転免許証（AT車限定可）を取得している方

（５）パソコン（Word・Excel等）を日常的に操作している方

（６）地域活性化に興味があり、活動期間満了後に定住する意欲のある方

（７）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

注1）三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

注2）都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（条件不利地域）に該当しない市町村をいう。

注3）過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

6. 勤務地:斜里町役場

7. 雇用形態・期間

（１）雇用形態 斜里町会計年度任用職員（パートタイム）

（２）雇用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（更新可。更新は最長令和6年3月31日まで。ただし、地域おこし協力隊

として相応しくないと判断した場合は、更新しません。)

※任期満了後の定住・起業等に向けた相談にも対応します。

(3) 副業(サイドビジネス) 希望すれば勤務時間外の副業も可能(所属企業からの派遣など)。

※ただし、職務専念義務違反や信用失墜行為の適用を受けない範囲に限る。

8. 勤務時間:9:00~17:00

9. 報酬等

(1) 月額:218,761円

(2) 期末手当:6月及び12月(在職期間により最大各0.725月分支給)

※ただし、給与改定等により変動する場合があります。

(3) 社会保険(健康保険・厚生年金)・雇用保険・労災(自己負担あり)

(4) 活動車両あり。(燃料費については上限あり)

(5) 住居借上げに係る助成あり。(上限30,000円)

(6) 灯油手当。(上限あり)

(7) 引っ越しにかかる費用は自己負担

10. 休日・休暇

(1) 土日及び祝日(業務で出勤した場合は、代休取得)

(2) 年末年始(12月29日~1月3日)

(3) 有給休暇(20日/年度)

11. 応募方法

令和3年2月12日(金)までに、応募用紙に必要事項を記入のうえ、斜里町役場総務部企画総務課宛に郵送ください。(提出された書類等は返却しません。)

※応募用紙は、町HPよりダウンロードしてください。

12. 選考

(1) 第1次選考は、書類による選考とし、応募者全員に結果を文書にて通知します。

(2) 第2次選考は、第1次合格者を対象に作品試験・面接試験を実施します。詳細は、文書にて通知いたします。

【作品提出】応募者の動画作成技術や実績を審査するために動画作品を任意のファイル転送サービス等を活用して送付ください。(郵送不可)。

動画内容:撮影技術・編集技術をPRする動画(概ね2分以内)

【面接】面接会場までの交通費等は自己負担とします。(昨今の状況を踏まえ、ZOOM

での面接試験も検討しています。)

13. 郵送宛先及び問い合わせ先

〒099-4192

北海道斜里郡斜里町本町 12 番地 斜里町総務部企画総務課

電話番号：0152 (23) 3131

メールアドレス：sh.kikaku@town.shari.hokkaido.jp